

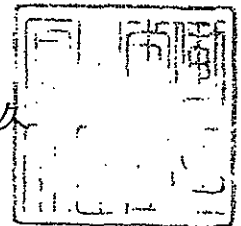
厚生労働省発能0327第1号

平成25年3月27日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 認定職業訓練の実施主体に係る要件の見直し

一 認定職業訓練の認定を受けようとする職業訓練（以下「申請職業訓練」という。）について、当該申請職業訓練を開始しようとする日から遡って三年間において、当該申請職業訓練と同程度の訓練期間及び訓練時間の職業訓練を適切に行ったことがあることとする。

二 申請職業訓練を行おうとする者が過去に申請職業訓練と同一の分野に係る認定職業訓練を行った場合にあっては、連続する三年の間に二以上の単位の当該認定職業訓練を行ったときに、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に提出する当該認定職業訓練に係る就職状況報告書において、当該認定職業訓練が終了した日から起算して三月を経過する日までの間の就職に関する状況が確認された修了者の数及び就職理由退校者の数の合計数の当該認定職業訓練の修了者等の数に占める割合が、二以上の単位の当該認定職業訓練について、百分の八十を下回るものでないこととする。

第二 その他

一 この省令は、公布の日から施行すること。

- 二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 三 その他所要の規定の整備を行うこと。

